

賃貸型集合住宅の入居者に対する賃貸借契約時におけるLPガス料金の透明化の促進

課題

- アパート等賃貸集合住宅においては、消費者は、供給契約締結時に料金等に関する事項に納得できない場合でも、ガスを利用するためには、**不動産オーナー等が予め選択した販売事業者との契約締結を余儀なくされ**、また、オーナー等の同意を得ずに事後的に事業者を切り替えることができない。
- このことを理由とする消費者からの苦情は少なくない。苦情の背景には、オーナー等との合意で**ガス消費機器やエアコン等の付随設備の設置費用をLPガス販売事業者が負担し、LPガス販売事業者がガス料金で転嫁・回収しているためガス料金が高く設定されているケースがある**という事情も存在。

LPガスWG報告を踏まえた具体的な措置

運用・解釈通達を改正し、LPガス料金に設備費用等が含まれている場合には、液石法第14条書面の中で明記する必要があることを明確化

〈液石法省令第13条（書面の記載事項）関係〉

例えば**賃貸集合住宅等において、液化石油ガス販売事業者の費用負担により、給湯設備、空調設備その他の建物に付隨する設備等を設置し、当該設備等の設置費用を液化石油ガスの料金に含めて一般消費者等に請求する場合には、「価格の算定方法」及び「算定の基礎となる項目」の中で明確に記載すること**。ただし、液化石油ガス販売事業者が所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合の費用については、第8号に基づき別途記載してもよい。

「算定の基礎となる項目についての内容の説明」とは、基本料金・従量料金（場合により、その他の設備の利用料等）等にはどのような費用が含まれるか（例えば、基本料金には、ボンベ・メーター等の固定費を回収するものである等）についての簡明な記載のこと。コスト計算等詳細な記載を要求するものではない。ただし、基本料金又は従量料金に上記なお書きに記載されている設備等の費用が含まれている場合には、どのような設備等の費用が含まれているのか及び基本料金・従量料金に含まれている当該設備等の月額費用の概算額（合計額）を記載すること。****